

漢語「特別」についての考察

——中日語彙交流の視点から——

胡 新祥

1 はじめに

現代中国語と現代日本語には同形語が多く存在している。「特別」という語もその一例であり、現代中国語においても現代日本語においても「特別」は〈普通ではない、とりわけ〉という意味を表す。同形同義語・同形異義語・同形類義語の三つの分類で言うところの「特別」は同形同義語に当たるとは言えるが、実際に詳しく分析すると、現代中国語と日本語における「特別」は実は微妙に異なっている。

中国では中日同形語、特に同形類義語についての研究が盛んに行われている。一方、同形同義語は漢字表記も意味合いも同じなので、往々にして研究価値のないものと無視されがちである。しかし、「特別」という同形語がどこに由来するかという問いに対して、「それは中国語由来のものだろう」と安易に答えてしまっている。筆者の考察によると、「特別」は日本人の手による和製漢語であって、十九世紀末、二十世

紀初頭の中国語に借用された結果、現代中国語で使用されている語である。

本論文では中日語彙交流の視点から中日同形語の「特別」を歴史的に詳しく考察することにする。そして、「特別」の語誌研究によって日中両国間の語彙交流史も垣間見られるものと思われる。

2 辞書記述

辞書の記述がすべて正しいわけではないが、それによって「特別」の語誌をある程度概観でき、また、調査の手がかりともなりうる。そこで、調査に当たって、まずは日中両国の代表的な辞書における「特別」の記述を確認することにする。

2.1 『日本国語大辞典第二版』の記述

『日本国語大辞典第二版』（小学館 二〇〇二）¹では「特別」の意味を次のように示している。記述はやや長いが、後の便宜の

ため全部をここに写す。傍線は筆者によるものであり、以下同様。

【一】〔名〕

(形動) 普通一般と異なっていること。また、そのさま。普通でないさま。格別。

*花柳春話(一八七八〜七九)〈織田純一郎訳〉二七「女は

一個特別(トクベツ)の男を愛恋す」

*哲学字彙(一八八一)「Special 特別」

*小説神髓(一八八五〜八六)〈坪内逍遙〉下・脚色の法則

「あまりに特別(トクベツ)に之を保護して其危難をしも免るるは」

*民法(明治二九年)(一八九六)三六条「法律又は条約中に特別の規定あるものは此限に在らず」

*今年竹(一九一九〜二七)〈里見弴〉夏霜枯・三「お前の好きな志村の出世話だからと思つて、特別をもつてお前だけに聞かせてやるんだからな」

*謝彬―新疆遊記「此則中俄兩國治理領土之特別法律也」

【二】〔副〕

(一) 物事の状態、性質などの度合が普通よりはなほだしい意を表わす。とりたてて。とりわけ。特に。

*音訓新聞字引(一八七六)〈萩原乙彦〉「特別 トクベツトリワケ」

(2) (下に打消を伴つて) それほど。たいして。

この記述を見る限り、日本の辞書類における「特別」の初出は

『音訓新聞字引』(萩原乙彦 一八七六)である。明治初期の漢語集、漢語字引類は当時の布令、新聞に出ていた難解な漢語を収集し、わかりやすい和訓を付けた一般民衆向けの漢語啓蒙書である。国立国会図書館デジタルコレクションとして一般公開されている『音訓新聞字引』(萩原乙彦 一八七六)には次のように見える。

〔牛部〕 特別(ベツ) トリワケ

〔音訓新聞字引〕 萩原乙彦 一八七六)

その凡例には次のように記されている。

維新ノ際底事カ。新シカラズト謂物ナシ。就中各社甲乙ノ。

新聞誌ハ。奇中ノ奇。新中ノ新ヲ出シテ。競行盛大日倍ス。

是上ハ今日ノ御布令ヨリ。下俗間ノ事件猥雑。報告ニ随ヒ風

聞ニ依リ。千態萬状漏脱ナク。議論紛々減否ヲ憚バズ。公然

トシテ撮載シ。勇テ嫌忌ノ憚畏ナキハ。(以下略)

これによると、当時において布令、あるいは新聞に「特別」の使用例があったと考えるのが妥当であろう。

『日本国語大辞典第二版』(二〇〇二)では、「女は一個特別(トクベツ)の男を愛恋す」(織田純一郎訳『花柳春話』一八七八〜七九)が最も早い時期の用例である。『花柳春話』(一八七八〜

七九)は、織田純一郎が Edward Bulwer Lytton (一八〇二〜一八七三)の『Ernest Maltravers』と『Alice or the Mysteries』

を抄訳したものである。用例の第七章「脱糸細網寸分隙 欲飲大洋万里波」が原著『Ernest Mathtravers』の「BOOK IV」の「CHAPTER II」に当たりますが、抄訳のため「特別」の原語は特定できなかった。

一方、井上哲次郎らによる『哲学字彙』（初版 一八八一）に「特別」が「Special」の対訳語として収録されていることは大きな意味を持つ。なぜならば、『哲学字彙』シリーズは日本最初の哲学辞典であり、編纂目的が訳語の統一にあったからである。当時、西欧から導入された概念については、様々な訳語が当てられており、統一が見られなかった。

『日本国語大辞典第二版』では、中国側の用例として「此則中俄兩國治理領土之特別法律也」（『新疆遊記』 謝彬）が挙げられ、これを「特別」の典故としているようにも見受けられる。しかし、謝彬（一八八七～一九四八）は一九一二年に日本の早稲田大学に入學し、政治経済学を学んだ。一九一六年に孫文の指示を受けて財政部特派員として新疆に赴いた。『新疆遊記』は、その時の新疆視察に基づいたものである。この書に孫文が民国九年（一九二〇年）七月二十六日に書いた「序」があり、また、謝彬自身が中国民国十一年（一九二二）十二月十日に書いた「略例」もあった。これらのことから、むしろ時代的に考えると、『新疆遊記』における「特別」の使用は日本語の影響を受けた可能性が大きいように思われる。

2.2 『漢語大詞典』の記述

次に、参考として中国の『漢語大詞典』（羅竹風他 一九八六）

を見る。そして、辞書の体裁を統一するために、この記述を『日本国語大辞典第二版』に合わせて整えておく。さらに、その用例には成立年代が付されていないため、これも対照できるように付け加えた。

(1) 不一般、与衆不同。〈普通ではない〉³⁾

* 三国志平話・上卷（元（一二七一～一六三八））〈作者不明〉

「呂布東北而進。數日、見桑麻地土特別」

* 劫後桃花・十八（一九三五）〈洪深〉「汪翻譯官對瑞芬的態度、很是有些特別」

(2) 格外。〈格別に〉

* 寒夜・九（一九四四～一九四六）〈巴金〉「他走得很慢。身子搖搖晃晃、頭變得特別重」

* 駱駝祥子（一九三七）〈老舍〉「街上的冷靜使她的聲音顯著特別的清楚」

(3) 特地、特意。〈わざわざ〉

* 關於和平談判問題的報告（一九四九年四月十七日）〈周恩來〉「今天特別請諸位來此聚會……向大家請教」

(4) 尤其。〈特に〉

* 趕集・黑白李（一九三四）〈老舍〉「她似乎很不滿李家兄弟、特別是對黑李」

* 論十大關係・二（一九五六年四月二十五日）〈毛澤東〉「必須更多地利用和發展沿海工業、特別是輕工業」⁴⁾

『漢語大詞典』の記述を見ると、「呂布東北而進。數日、見桑

麻地土特別」(『三国志平話・上巻』 元) 以外の用例はすべて二十世紀以降のものである。そのため、まずは国立公文書館デジタルアーカイブで現存する世界唯一の刊本の『至治新刊全相平話三国志』を調べてみた。

呂布東北而進。数日、見桑麻地土特別。呂布問此処是那裏？
有人告曰：是徐州地面。

(『全相平話・三国志』 至治年間(一一三二～一一三三))

〈訳文〉(呂布が東北の方向を進み、数日を経て桑と麻の生えた土地を見て、特別だと感じた呂布は「ここはどこ？」と聞いた。すると、ある人が「ここは徐州の地だ」と答えた。)

上記の内容を見ると、文中の「特別」は(普通ではない、格別)という意味を表す。このように「特別」の使用が元の至治年間(一一三二～一一三三)に遡れるのではあるが、それではなぜほかの用例がいずれも二十世紀以降のものなのかという疑問を禁じえない。

3 先行研究

「特別」は確かに古代中国語に存在した語ではあるが、日本語における歴史はそれほど長くなく、幕末・明治時代に確立された新しい漢語のようであり、近代新漢語の性格を有している。そこで、『明治のこことば辞典』(一九八六)、『現代に生きる幕末・明治

初期漢語辞典』(二〇〇七)、『近現代辞源』(二〇一〇)や、国際日本文化研究センターの日本語彙研究文献データベースなどを調べたところ、下記のような記述を見つけた。

◆とくべつ(副・形動) 特別

①「其他婦人ト同座スルトキハ特別ニ言語ヲ慎ミ、」(加藤弘之「夫婦同権ノ流弊論」一 明治八年(一八七五)『明六雑誌』三十一号)

②「カノ特別ノ觀念ヲ作り得レドモ組織ナル觀念ヲナシ得ザルハ、唯人種ニ由ル如ク見エ、」西周「学問ハ淵源ヲ深クスルニ有ルノ論」明治十年(一八七七)八月『学芸志林』二二)

③「此輩ヲ教育シ後日ノ津路ヲ得セシムルニ特別ノ注意ヲ欠ク可ラズ。」(小幡篤次郎・明治十二年(一八七九)六月「専門学校ノ切要ヲ論ズ」)

④「之ヲ私法ヨリ分離シ一種特別ノ者ト為スヲ好良トス。」(ボワソナード・『法律大意講義』加太郎憲筆記 第十二号 明治十三年(一八八〇)五月七日)

意味・出自 普通一般とはちがっていること。また、そのさま。謝彬「新疆遊記」「此則中俄兩國治理領土之特別法律也。」

(『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』)

佐藤亨 二〇〇七)

『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』(佐藤亨 二〇〇七)

によると、「其他婦人ト同座スルトキハ特別ニ言語ヲ慎ミ」(夫
婦同権ノ流弊論)加藤弘之 一八七五)が最も早いことになる
が、実際は、それより一年前の加藤弘之「米国政教一」(明六雜
誌) 一八七四)において「特別」が既に二回用いられている。

(1) 蓋シ容忽ノ字ハ国家特別ニ尊敬スル所ノ一教派アリト
雖モ猶他ノ諸教派ヲモ勇テ禁止セスシテ共ニ人々ノ之ヲ信
奉スルヲ許ス。

(2) 此国ニ於テハホーフキルヘト称スル教会ヲ以テ国教会
ト定メテ特別ニ之ヲ尊敬スト雖モ猶他ノ諸教会ヲモ共ニ容
忍ス。

用例の(1)(2)の「特別」は(へとりわけ)という意味で
使われていると考えられる。明治初期の早い用例が加藤弘之の文
章に多数見られることは何らの意味があるのではないかと思われ
る。いずれにしても、『明六雜誌』のような大きな影響力を持つ
メディアに「特別」の使用があったからこそ、『音訓新聞字引』
(萩原乙彦 一八七六)に「特別」が収録されたのであろう。

特別 te bie 与衆不同…不普通。

- ① 1889年傅雲龍《遊歴日本図経》卷十九「常任委員及特
別委員凡有開会之事項由該会長報告国務大臣暨政府委員」②
1899年《清議報》十五冊《英俄協商匯報》「本協商中、
有牛庄鐵道保護特別条約」③ 1903年項文瑞《遊日本学校
筆記》「嘉納君給遊学印信、以便随意考求、文瑞得以本国衣

冠在師範科特別傍聴」

特別快車 te bie kuai che 指停車很少、行車時間比直達快
車短的旅客列車。簡稱特快。④ 1917年3月9日《経享願
日記》「午膳後整物、三時乘特別快車赴滬、遇姚立人、杭州
鐵路局長、因病回家」⑤ 1917年徐珂《清稗類鈔・舟車類・
慢車快車》「鐵道開車之速率、有慢車及快車、特別快車三種」
(『近現代辞源』黄河清 二〇一〇)

次に、『近現代辞源』(黄河清 二〇一〇)を見ると、「特別」
と「特別快車」が近代の新しい中国語としてリストアップされて
いる。このうち、「特別快車」は「特別」による造語であるため、
ここでは「特別」について少し考察をくわえておく。「特別」の
用例には、晚清時代の日本研究書として評価が高い『遊歴日本図
経』(傅雲龍 一八八九)が示されているが、この書は傅雲龍が
日本視察に赴いた際の記述に基づいたものである。従って、文中
の「特別委員」なども当時の日本の事情をそのまま反映したもの
である。また、『英俄協商彙報』に見える「有牛庄鐵道保護特別
条約」という用例も『清議報十五』の「万国近事」によってその
原文を確認することができた。この『清議報』は清末、日本に亡
命中の維新派中核である梁啓超が横浜で刊行した変法維新派の機
関紙である。従って、文中の「特別条約」は当時の日本語から借
用された可能性が高い。

4 中国語における「特別」

これまで見てきたように、近代中国語における「特別」はかなり日本語の影響を受けていたようであるが、『三国志平話』の「見桑麻地主特別」が示すように、元代に「特別」の使用が見える。

そこで、改めて歴史的に「特別」の使用状況を究明すべく、「彫龍中国古籍庫」、北京大学中国語言学研究中心 (Center for Chinese Linguistics PKU) の「古代漢語数据库」、そして台湾中央研究院の「漢籍電子文献」などの古代中国語データベースを用いて調査した結果を下記に示しておく。

(4) 既に親旧厚意、常使之外、今特別遣大臣虞慶則、往彼看女、複看沙鉢略也。

(『北史・卷八十七』李延寿 六五九)
〔訳文〕〈既に厚い親交があるから、通常の使者以外に別途大臣虞慶則(人名)を遣わし、大義公主と沙鉢略可汗をお見舞いする。〉

(5) 羅撒温等以献物賜直小不受、及請所献独峰囊駝。詔以遠人特別賜錢五千貫、以囊駝婦之、而与其己賜之直。

(『宋史・四九〇卷』脱脱 一三四五)
〔訳文〕〈羅撒温(ホータン王国の使者)は貢物への返礼が少ないのを理由にして返礼を受け取らず、そして貢物の独峰駝の返還を求めた。これに対して、北宋は使者が遙々と来朝したことを勞い、貢物の独峰駝と最初の返礼の上

にさらに錢五千貫を賜った。)

用例(4)は、隋の文帝(五八一年〜六〇四年在位)が突厥の沙鉢略可汗に宛てた国書の中に見えるものである。沙鉢略可汗の妻である大義公主が文帝の義理の娘となったので、沙鉢略可汗は文帝から破格の待遇を受けた。よって、この「特別」は一語ではなく、〈特に、別途〜〉と解釈すべきである。

用例(5)は、一〇六三年に起こったホータン王国の使者と北宋朝廷との外交上の交渉を記録したものである。この「特別」は、予定の返礼以外に別途錢五千貫を賜ることを表し、やはり一語ではない。

管見では古代中国語における「特別」の使用はほとんどなく、上記の用例(4)(5)のように、〈特に、別途〜〉の意味を表すもので、一語とは見ることはできない。ただし、『朝鮮王朝実録』においては一語として熟した「特別」の使用が確認できた。

(6) 平安道觀察使時、光厚爲都事、雖無特別賢良、臨事謹慎、不作弊者也、不須改之。

(『朝鮮王朝実録・中宗実録』 (二五〇八年分)
〔訳文〕〈朝鮮王朝実録・中宗実録』 (二五〇八年分)
特別之人、故不敢薦也。

(7) 薦舉人物事、若知賢能之人、則何不薦之乎?但未見其特別之人、故不敢薦也。

(『朝鮮王朝実録・中宗実録』 (二五二八年分)
〔訳文〕〈朝鮮王朝実録・中宗実録』 (二五二八年分)
則不差也。

用例(6)～(8)の「特別」は何れも(普通ではない)という意味を表し、「特」と「別」の結合度が高く、一語と見なすべきである。『朝鮮王朝実録』が歴史上何度も災難に見舞われたことを考え、東京大学総合図書館旧蔵の「朝鮮王朝実録画像データベース」で原本を調査した結果、上記の「特別」を確認できた。

『朝鮮王朝実録』における一語と見なすべき「特別」については、(特に、別途)から変化してきたものではないかと思われる。なぜならば、『朝鮮王朝実録』における「特別」の最初の用例を見ると、(特別に)と解釈するできる一方、(特に、別途)という解釈も可能である。

生徒中擇其聰敏可學者、別處一齋、資給學廩、特別教養。

〔朝鮮王朝実録・世宗実録〕(一四二五年分)

〈訳文〉(学生の中から頭がよくて勉学に向いた者を選び出し、学費を支給して別のところで特別に教育する。)

次に、近代中国語における「特別」について、「申報全文データベース」^⑧を中心に、「晚清期刊・民国时期期刊全文数据库」、「清代外交档案文献匯編」などのデータベースを調べてみた。「申報全文数据库」では入力の際によって「特別」と見えるような用例がいくつかある。縮刷版の原文と照らし合わせて誤植を排除した結果、近代における使用例としては『申報』に見える用例(9)が早い。

(9) 七月九日倫敦傳電至日本云：德法兩國敵心益熾大有不得不戰之勢法國現今他國人之寄居國內者一律免其兵役特別以稅課之法德國則與法國痛絕往來似此則二國爭端恐其終不得免矣。說見日本報。

(申報 一八八七年八月二十日)

用例(9)に「七月九日倫敦傳電至日本云：說見日本報」とあるように、情報源は日本の新聞であることがわかる。実は「特別以稅課之法」という表現は中国語としてはやや難解のものであり、おそらくフランスが自国に居住している外国人に特別な課税方法を実施するという意味であろう。そのほか「特別券」(申報一八九〇年四月十九日)、「特別大演習」(申報一八九四年二月二十二日)などの語も見えるが、『朝日新聞』の記事と照らし合わせると、申報で確認できる近代中国語における「特別」の使用例は日本由来のものであることがわかる。しかも、古代中国語における「特別」の使用状況を考えると、「特別」は十九世紀末、二十世紀初頭に日本語から中国語に借用された語であることは確実である。

5 英華字典における「特別」

日本語からの借用には、「結果」のように、一旦来華宣教師によって英語に対訳されて日本語に借用され、日本で成立した新しい意味が日清戦争以降再び中国に逆輸入されたケースもあるの^⑨で、来華宣教師の英華字典も調べてみる必要がある。「特別」が

初めて中国の英華字典に登場したのは顔惠慶の『英華大辭典』（一九〇八）である。『英華大辭典』（顔惠慶 一九〇八）に、「特別」は一一五回出てくる。いくつかを次に示しておく。

- ① Character Decided quantities、特別之品性
- ② Companion A particular grade in an order of knighthood、武士隊之特別等級
- ③ Fellow A scholar in English universities、英國大學堂之特別優待學友
- ④ General not special、大概的、非特別的 widely spread、通行的、盛行的、普通的、通例的：
- ⑤ Special 英語原語省略。特別專用之物（如特別火車、特別試驗、特別電信、信間號外等）（法）特別管理、特別代理、特別貯積、特別禁令、特別之爭點、特別陪審員、特別之密令、特別合夥、特別之稱訴、特別訴訟、特別訟師、特別訴訟、特別開會、議院之特別會議、…
- ⑥ By-election An election held by itself、補缺之選舉（特別而非普通的）

上記の①～⑥で示したように、『英華大辭典』（顔惠慶 一九〇八）に「特別」は一氣に多くの使用例が見えることから、「特別」が顔惠慶たち編集者による訳語であるとは到底考えられない。そして、④「General」の対訳語に「普通的」、⑥「By-election」の対訳語に「特別而非普通的」とあって、「特別」と「普通」が対義語であることがわかる。筆者は以前に「普通」について考察

したことがあり、その結論を繰り返せば、「普通」も和製漢語^⑩であった。また、『英華大辭典』（顔惠慶 一九〇八）の、「例言八則」に「有為英和字典本者」ともあり、日本の英和字典類を参考にしていることは確実である。

例言八則 是編採用諸書。暨所參考。不下数十百種。有為中國教育會本者。有為江南製造局本者。有為嚴氏所著本者。有為英和字典本者。

次に、『官話』（赫美玲 一九一六）にも「特別」が計三十回見える。

- ⑦ Carrier Special、（部定）特別運送人
- ⑧ Dress Specially designed、（新）特別規定制服
- ⑨ Particular、truce（International law）（部定）特別停戰
- ⑩ Special、corporation tax（部定）特別結集税、assessment（部定）特別派捐、carrier（Civil law）（部定）特別運送人、indorsement（Civil law）（部定）特別背書
- ⑪ Sensation Special、（部定）特別官覺

この中で、⑦～⑪のように、（新）と（部定）のマークが付いている訳語が多く見える。『官話』の中の「新詞」と「部定詞」については、『官話』（一九一六）及其譯詞——以「新詞」部定

詞、为中心」(沈国威 二〇〇八)に詳しい考察がある。

①現代新語 (modern terms) が主に古典漢語と日本語に由来する。「新」のマークを付ける。②『官話』の新語はどこから来たのか? 赫美玲曰く、主に古典漢語と日本語に由来する。造語の観点から見れば、主な貢献者は来華宣教師と日本人のはずである。③日本語の訳語が部定詞のもう一つの主要ソースである。部定詞における日本借用語の量は新語に及ばないが、名詞館が術語を定めたのは一九〇九〜一九一〇年で、たくさん日本語借用語が常に新聞に使われ、あるいはある話題をする時に欠かせないものとなっている。(以上、筆者による訳文)

上記のように、二十世紀初頭の中国語資料に突如姿を現した「特別」は間違いなく当時の日本語からの借用語である。そして『英華大辞典』(顔惠慶 一九〇八)と『官話』(赫美玲 一九一六)の訳語を見ると、「Special = 特別」の対訳関係が目立つ。そつべ「Special」にひつべ、馬礼遜 (Robert Morrison) 、衛三畏 (Samuel Wells Williams) などの来華宣教師による英華字典から『華英字典集成』(鄭其照 一八九九)に至るまでを調査すると、それらの『英華字典』には「特別」の語は見当たらず、代わりに「特」の使用がすくぶる多い。

⑫ special particular, as A special edict 特諭
(Robert Morrison 『英華字典』 一八二二)

⑬ special 特

(Samuel Wells Williams 『英華韻府歷階』 一八四四)

⑭ special 植、特 special order 特旨; special edict 特諭、欽敕; special intention 特意; special regulations 盛典 なげ
(Walter Henry Medhurst 『英華字典』 一八四七〜一八四八)

⑮ special 特、專登 a special edict 特諭; a special order; 特旨、欽勅; for special information; 特字通知 なげ
(Wilhelm Lobscheid 『英華字典』 一八六六〜一八六九)

⑯ special or specific 特、特登、專、專登; special or extra regulations 額外 special edict for information 特字通知 special regulations 盛典
(Justin Doornik 『英華萃林韻府』 一八七二)

⑰ special 奇特、異常 special intention 特意; a special edict 特諭; for special information 特字通知 なげ
(鄭其照 『華英字典集成』 一八九九)

6 近代日本語における「特別」

日本語における「特別」の成立を究明するにあたって、まずはジャパンナレッジの日本古典文学全集、東京大学史料編纂所の諸データベース、及び彫籠中国古籍庫の日本古典書籍などを調査し

たところ、古典日本語において「特別」の使用は見つからなかった。そして、日本語における「特別」の使用例として前掲の(1)(2)および下記の用例が早かった。

(10) 新遮爾些邦の大憲には凡そ邦内諸教派中一も特別に尊貴なる者なるべき旨を載定し并に何の教派を奉ずる者とも雖も。

〔米國政教二〕加藤弘之 一八七四)

(11) 曰く心理の學術後篇に至り此順序に従て論述せんと欲す唯如此く大綱を分つと雖ども間亦普通の中に特別を附せざるを得ざる者あり。

〔知説四〕西周 一八七四)

(12) 本篇舉る所詩學と語原學に至ては素より特別の學科にして普通の部に插すべきに非ずと雖ども其語學文學と相關渉するを以て姑らく茲に之を擧ぐ。

〔知説五〕西周 一八七四)

(13) 夫婦の名を呼ぶときは婦名を先にして夫名を後にし其他婦人と同坐するときは特別に言語を慎み。

〔夫婦同権の流弊論〕加藤弘之 一八七五)

用例(1)(2)そして(10)～(12)のように、日本における「特別」の誕生は一八七四年に遡ることができる。そして、早い時期の「特別」は何れも『明六雜誌』に見られ、中でも、加藤弘之の「米國政教」が最も早かった。

「米國政教」がJ・P・トムソンの『アメリカにおける教会と

國家』を摘訳したものであるが、未だJ・P・トムソンの原本が確認できず、文中の「特別に」がどのような英語に当たるかは不明である、しかし、意図的に「特別」という新しい漢語を加藤弘之が使い出したのは確実であろう。

加藤弘之の使用例はいずれも「特別に」という形であり、(普通ではない、とりわけ」という意味を表す。西周の使用例は「特別」の形であるが、「普通の中に特別を附せざる」と「特別の學科にして普通の部に插す」とあるように、やはり(普通ではない、とりわけ」という意味を表す。

『明六雜誌』における「特別」は加藤弘之、西周が意図的に使出したものであるが、「特別」が加藤弘之、あるいは西周による造語か、それとも当時の英和辞書類から取ってきた語なのか、これを究明すべく当時の代表的な英和辞書を調査してみた。調査結果を下に示しておく。

① 堀達之助『英和对訳袖珍辞書初版』一八六二)

Special. adi. 格別ノ・抜群セル・稀ナル

Specialty. adv. 格別ニ・殊ニ

Specialty. s. 格別ナル

② 堀達之助『改正増補英和对訳袖珍辞書初版』一八六六)

Special. adi. 格別ノ・抜群セル・稀ナル・種類ノ

Specialty. adv. 格別ニ・殊ニ

Specialty. s. 格別ナル

③ くボン『和英語林集成初版』一八六七)

special. kakubetsu-z. na. : beitsu-z. dan. na. : sa. shitaru.

specially koto-ni ; koto-sara-ni ; besshte ; kakubetsz-ni ; b
etszdan-ni ; tori-wakete.

specialiy. yete ; tokui ; kinsen.

④ くボゝ 『和英語林集成再版』 一八七二)

speciala. kakubetsu na.betsu-dan na. sa-shitaru.

specialiy. adv. koto-ni. koto-sara-ni. bes-shite. kakubets

u-ni. betsudan-ni. tori-wakete.

specialiy. n. yete. tokui na koto. senmon. sengiyō.

⑤ 柴田昌吉・子安峻 『附音挿図英和辞彙』 一八七三)

speciala. 種類ノ、特ノ、殊ナル、格外ノ、別段ナル、

非常ノ、抜群ナル

specialiy.n. 格別ノ事、殊様、癖、得手

specialiy.adv. 殊ニ、格別ニ、別段ニ

specialiy.n. 格別ノ事、証券、得手、專業、得意ノ事

上記のように、一八七四年以前の英和辞書類に「特別」は見つからなかったため、加藤弘之、あるいは西周による造語であろう。『明六雑誌』が近代日本における学術総合雑誌、学会誌の先駆けとなり、文明開化時期の日本に大きな影響を与えた刊行物であるため、これに用いられた漢語は普及、定着しやすかったと思われる。例えば、「ヨミダス歴史館」(明治・大正・昭和1874〜1989)で検索してみると、新聞における「特別」の使用例として下記の用例が早かった。そして、これらは何れも当時の公文書に用いられており、「特別」は当時、一般庶民からはいささか距離のある語であったと見てよい。

(14) 達書第五十号

明治七年十二月当省第四十三号達書左ノ通り改定候條此旨
相達候事 明治八年十一月二十四日 教部大輔六戸璣地方

官ニ於テ特別(とくべつ)見込有之分ハ直ニ致推挙候ども。

(読売新聞 一八七五年十一月二十九日)

(15) 東京書籍館規則付録

官立学校教員及び各庁吏員其他教学に裨補ありと認取する
人にして特別の需要に供する為めに書籍を借受せんとする
ときは文部卿の特示に由て之を得せしむべし。

(読売新聞 一八七五年十二月四日)

(16) 乙第七十号

右死没報告其所管ニ相達シ候日ヨリ平定ニ至ル迄特別(とくべつ)ヲ以テ寡婦孤児ノ内へ為手当毎月左ノ通り給与ス
ベシ。

(読売新聞 一八七七年八月十三日)

7 現代日本語と中国語における「特別」

現代日本語における「特別」の使い方を大まかに分けてみると、名詞的用法、形容詞的用法、そして副詞的用法と三分類できる。名詞的用法の場合、「特別」は「普通」、「一般」の対義語として主に抽象的な概念を表す。形容詞的用法には「特別の」、「特別な」、「あるいは「特別〜」のような形がある。そして、「特別

の意味、「特別な自治権」、「特別手配」などのように、(普段にはない)という意味を表す。副詞的用法は一般的に下記の用例(17)のように使われている。

(17) この問題は、安倍首相夫妻の友人なら国有地が8億円も特別に値引きされ、獣医学部の新設で特別の便宜が図られるという、政治の私物化が問われる重大な疑惑です。

(朝日新聞 二〇一七年十月二十日)

用例(17)の「特別に」は「値引きする」と共起して、普段にはない値段を今回に限って交渉するという意味を表す。要するに、「特別に」は後ろの動詞と呼応して、後ろの動詞は普通の場合動かないが、今回に限って作動するというような意味を表す。これが「特別に」の主たる意味用法である。一方、数こそ多くはないが、下記の用例(18)、(19)は微妙にニュアンスが違う。

(18) 特別にすぐれた嗅覚を持たなくても、健やかな秋の匂いを楽しむことはできるのだ。

(朝日新聞 二〇一七年九月三十日)

(19) 担当者は「異物混入をゼロに近づけるために全力で取り組む。ただ業界のなかで、当社が特別に多いわけではない」と話す。

(朝日新聞 二〇一七年九月二十二日)

用例(18)、(19)では、「特別に」は意志動詞ではなく、それ

ぞれ「優れる」、「多い」と共起して、(程度が尋常ではない、とても激しい)という意味を表す。「とても」、「大変」などの程度副詞に置き換えても問題はないが、尋常ではないというニュアンスを失ってしまうようである。このように、「特別に」は(程度が尋常ではない、とても激しい)という意味を表すことができるが、用例(20)と(21)のように、比較対象がある場合、「特別に」を使わず、「特に」を使う。

(20) 和食はなんでも好きだが、() 魚が好物だ。

(21) 辰也はなんでもよくできる。() 英語は拔群だ。

現代日本語において(程度が尋常ではない)を意味する「特別」はそれほど多くないのに対して、現代中国語ではむしろこれがメインとなる意味用法である。例えば、下記の用例(22)と(23)を見てみる。

(22) 他走得很慢。身子摇摇晃晃、頭變得特別重。

〔寒夜・九〕巴金 一九四四—一九四六

〔訳文〕(彼は)ゆっくり歩いていて、体がふらふらして頭がとても重いようである。

(23) 街上的冷静使她的声音顯著特別的清亮。

〔駱駝祥子〕老舍 一九三七

〔訳文〕(静まり返った街では彼女の声)が余計きれいに聞こえてくる。

そして、用例(20)、(21)のように、現代日本語において前の文で述べた事物の中から、特定のものをとりたて、強調する場合、「特別」を使わないのに対して、現代中国語では「特別是」の形でよく使われている。例えば、下記の用例(24)と(25)は面白い。

(24) 她似乎很不满李家兄弟，特别是对黑李。

(赶集・黑白李)老舍 一九三四)

(訳文)〈彼女は李氏兄弟にとっても不満を持っていて、特に黒李のことを嫌っている〉。

(25) 必須更多地利用和發展沿海工業，特别是輕工業。

(論十大關係・二)毛沢東 一九五六)

(訳文)〈沿海部の工業を更に發展させ、利用しなければならぬ。特に軽工業の發展は大切である〉。

8 まとめ

古代中国語には「特別」という組み合わせはあったが、大抵〈特に、別途〜〉というふうには解釈され、一語として熟してはなかつた。「呂布東北而進。数日、見桑麻地土特別」(『三国志平話・上巻』作者不明 元(二二七一〜一六三八)の中の「特別」は〈普通ではない、とりわけ〉という意味であるが、ほかに同様の用例は見つからなかつたため、特殊な一例と見なしてよい。

やや不思議なことに、十六世紀の朝鮮語資料の『朝鮮王朝実録』に一語と見なすべき「特別」はあった。推測の域を出ないが、可

能性としては〈特に、別途〜〉から変化してきたものではないか。

一八七〇年代に加藤弘之と西周などの先哲は最初に『明六雜誌』で「特別」を使い出した。『明六雜誌』、そして著名な学者の影響力があって、和製漢語の「特別」は瞬く間に日本語の中で定着した。現代日本語において、「特別」は名詞、形容詞、副詞などのように、バリエーション豊かに使われている。

中日近代語彙交流の視点から言うと、日清戦争以降、中国では富国強兵を成し遂げた日本を学ぶ機運が高まり、多くの中国人留学生が来日し、また、多くの日本人教師が中国に赴いた。そこで、日本で成立した和製漢語の「特別」も当時の中国に紹介され、そして現代中国語に繋がっている。

ただし、中国語における「特別」は〈普通ではない、とりわけ〉という意味を有すると同時に、だんだん〈程度が並々ならぬ、激しい〉のほうに意味が傾いてしまっている。そして、現代日本語に見られない用法をも有している。

注

(1) 本論文では Japan Knowledge (ジャパンナレッジ) に収録された『日本国語大辞典第二版』(小学館 二〇〇二)を利用する。

(2) 『漢語大辞典』(羅竹風他 一九八六)などの中国語資料を引用する場合、中国語の漢字を日本語の漢字に書き改めた。

「你」、「們」など一部現代日本語で使わない漢字は「你」、「們」のように旧体字、あるいは異体字で示す。

- (3) 日本語の訳文は筆者によるもの、以下同様。
- (4) 羅竹風他『漢語大詞典』(上海辞書出版社 一九八六) 第六卷第二六二頁。
- (5) 佐藤亨『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』(明治書院 二〇〇七) 第六六六頁。
- (6) 黄河清『近現代辞源』(上海辞書出版社 二〇一〇) 第七二二頁。そして、文中の通し番号は筆者がつけたものである。
- (7) 一九八八年十一月十一日創刊、一九〇一年十一月十一日停刊、全一〇〇冊が刊行された。
- (8) 「申報」は一八七二年四月三十日創刊、一九四九年五月二十七日廃刊、中国近現代史の百科全書とも言われるほど重要な新聞である。そして、時期的にもちょうど近代中国語の変動期をカバーできる格好の資料である。
- (9) 英華字典類の調査に当たって、中央研究院近代史研究所の英華字典データベースを利用する。見出し語は横線で示しておき、そして記述の便宜上、番号を付けておく。
- (10) 胡新祥「普通」の意味変遷」(『立教大学日本語研究』第二十三号 二〇一六年三月) 第九十六頁～第一〇四頁。
- (11) 全称は「編訂名詞館」である。清の末期、学術用語の訳語の統一を図るため、清王朝によって設立されたものである。

(一) しんしやう 大学院博士後期課程